

(記載第6-8号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成27年4月3日

高鍋町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

[illegible]